

次期神戸市障がい者プランの策定に向けた神戸市地域自立支援協議会からの意見

< 会議の概要 >

障害者総合支援法第89条の3に規定されている協議会。関係機関などが相互の連絡を図ることにより、地域における障がいのある人などへの支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関などの連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

< 課題・現状 及び 意見・提案 >

以下のとおり。なお、「課題・現状」の○は特に重要と考えられる事項

項目		課題・現状	意見・提案
訪問	居宅介護 ・ 重度訪問 介護	○痰吸引、経管栄養、夜間対応等ができる事業所や男性ヘルパーの不足。 ・ヘルパーの人材不足と高齢化により契約できる事業所が少ない。 ・利用者が非常に少ない地域に対応できる事業所が少ない。 ・強度行動障がいのある方が利用できる事業所が少ない。	・研修回数の増加や研修の広報。 ・喀痰吸引等研修など資格取得をはじめ、ヘルパー確保に向けた養成の仕組みづくり。 ・支援者にヘルパーの利用可能な状況がわかりスムーズに利用者をつなげられる仕組みの検討。 ・重度訪問介護、居宅介護事業所の人材確保・定着支援策の強化。
	生活介護	○医療的ケアが必要な方に対応できる事業所が少ない。 ・機能訓練や入浴ができる事業所が少ない。	・既存事業所の定員増、または新規開設に向けた取り組みの推進。 ・医療的ケアのできるスタッフが複数の事業所を巡回できる仕組みづくり。 ・医療的ケアが必要な方が利用できる事業所の市ホームページ等での案内。 ・介護保険サービスとの相互利用ができる事業所を増やす。 ・リハビリ特化型の生活介護事業所の増設。
日中活動系	就労移行 支援 ・ 就労継続 支援 ・ 就労選択支援	・高齢化や重度化に伴い、介護度の高い方の利用希望が増加しているが、人材や体制不足により希望どおりに利用できていない。 ・聴覚障がい者の特性に対応できるサービス事業所が少ない。 ・就労選択支援事業所の数が少なく、利用が難しい。 ・就労選択支援が開始されたことやその有効性について周知が不足している。	・聴覚障がい者の特性に対応できるサービス事業所増設。 ・就労選択支援の目的・仕組み、アセスメントの周知と積極的な利用勧奨。
	重度障害者等 就労支援特別 事業	・重度障害者等就労支援特別事業の利用要件は満たしているが、ヘルパー事業所が少なく、利用ができない。	

項目		課題・現状	意見・提案
日中活動系	短期入所	・特に緊急時に利用できる短期入所事業所が少ない。 ・緊急時に利用できる事業所が見つかって、送迎をする人がいない場合がある。 ○重度障がい者や強度行動障害、医療的ケアが必要な方が利用できる事業所が少ない。 ○障がい児を受け入れる短期入所事業所が少ない。	・既存の利用枠拡大や新規参入促進策の検討。 ・市内施設の空き情報一覧をホームページ等で掲載するようなシステム体制の構築。 ・緊急時に移動支援での送迎や緊急時の移動手段確保のための助成や別事業の送迎を活用する仕組みづくり。 ・緊急時に居宅のサービス等を増量できる制度の検討。 ・重度障がい者や強度行動障がい、医療的ケアを必要とする方の対応が可能な施設の増設。 ・障がい児の受け入れに対応できる人材育成支援策の強化。 ・放課後等デイサービスや就労継続支援B型事業所の短期入所実施を促進する仕組みの検討。
	日中一時支援	・送迎が無く、日中一時支援事業の利用に制限がある。	
施設・居住支援系	施設入所支援	○常に空きがない状況であり、家族の長期入院や他界など、緊急の場合であっても入所できる施設が少ない。 ・入所者の高齢化に伴い、①要介護者も増加し、通常の障がい者施設における基準人員数では対応が困難。②通院頻度の増加に伴う職員対応の増。③介護に対応できる環境整備のために改修が必要。④支援者や家族の知識不足により介護保険へ円滑に移行できない。⑤介護保険移行後の自己負担金やサ高住等の利用料負担が大きい、など適切な介護状況や介護保険移行に課題がある。	・受け入れ枠の複数確保等、重度知的障害者、医療的ケアが必要な方などにも対応できる仕組みづくり。 ・人員体制や看護師配置、医療機関との連携、介護保険移行、施設維持に対する支援の充実。
	グループホーム	○特に重度障がい者を受け入れるグループホームが少ない。 ・親なき後の暮らしの場としてもグループホームは増えているが、親の高齢化に伴い見学が困難となっており、利用につながりにくい。 ・グループホームは増加しているものの、サービスレベルの差やネットワークが弱い課題がある。	・強度行動障がいや重度障がい等の方にも対応可能なグループホームの整備促進。 ・グループホームとして物件を貸す場合に、例えば貸主に税制上のメリットがあるような制度の充実。 ・グループホーム職員に対する研修機会の確保や地域のネットワークとの関わり構築を促進する仕組みづくり。

項目		課題・現状	意見・提案
相 談	計画相談 支援 ・ 障害児 相談支援	○指定特定事業所の不足により、のぞまないセルフプランが多い。 ・児童に対応する計画相談支援事業所が少なく、放課後等デイサービスや学校との連携に課題がある。 ・安定的な経営が制度上困難であり、必要な相談支援を受けることができない。 ・聴覚障がい者に対して相談支援を行うための必要な資源が不足している。 ○よりきめ細かな支援が必要な方に対応できる事業所が限られている。	・計画相談支援事業所の相談支援専門員の増員に向けた支援等の充実。 ・市内の障害福祉関係法人への相談支援への参画の勧奨。 ・単体のサービスを利用する方であっても希望する方や必要な方には計画相談が導入されるための制度周知・利用勧奨の推進。 ・報酬外だが必要な業務に対する支援策や、システム導入に対する支援の検討。 ・手話によるコミュニケーションがとれる相談員の確保の推進。 ・主任相談支援専門員の配置等各区の相談支援センターでの助言や支援の充実。
	地域相談 支援	・地域移行・地域定着の指定一般事業所が少なく、実績の豊富な事業所が限られている。 ・障がい者への理解不足から、地域での生活が困難となっている。	・相談支援事業所の相談支援専門員増員に向けた支援等の充実。 ・情報共有やスキルアップの支援の推進。 ・相談支援センターでの対応の充実。 ・更新が必要な場合の要件緩和。
児 童	障害児 通所支援	○医療的ケア児や行動障がいを伴う自閉症児など、専門的な支援が必要な児童を受け入れられる事業所が少ない。 ・聴覚障がいに対応できる事業所が全市でも少なく、市内全域からの受け入れとなるため、送迎の負担が大きい。 ○医療的ケア児の送迎車両に看護師等の添乗が確保できる事業所がほとんどなく、家族送迎が必須の状況。 ・保育所等訪問支援の必要性が学校に知られていないなど学校との連携に課題がある。	・専門的知識、技術を修得するための人材育成・事業者支援の取り組みを強化。 ・医療的ケアの受けられる事業所の増設や支援の拡充。 ・重度の知的障がい・行動障がいを伴う自閉症児の支援プログラム、訓練された専門家チームによる療育プログラムの実施。 ・家庭・地域の学校の療育支援等を総合的に行うための、発達障がい児の専門施設の創設。 ・看護師の人材確保。 ・個別の特性に応じて無料で介護タクシーの利用や看護師の同乗等、柔軟な選択ができるような制度の検討。 ・保育所等訪問支援の制度趣旨や役割について、学校教職員向けの研修機会の充実。 ・保護者や特別支援学校、放課後等デイサービス等で共有できる連絡ツールを検討。 ・保育所等訪問支援事業所の増設に向けた取り組み。
地 域 生 活 支 援 事 業	日常生活 用具	・給付対象が身体・知的障がいの方に限られており、精神障がいに対応していない。 ・福祉用具について、障がい福祉サービスは介護サービスに比べ貸与に関する助成や利用できる選択肢が少ない。 ・日常生活用具（紙おむつ）の支給対象が拡大された一方で、負担が増えた方がいる。	・精神障がい者についても、精神症状悪化により身体的症状や嚥下・上下肢機能が低下した場合、ベッドや手すり等の貸与の検討 ・一時的に必要な方への貸与の仕組みなどの検討。 ・実態に基づき、受給者全体のバランスに配慮した継続的な見直しの検討。

項目		課題・現状	意見・提案
地域生活支援事業	移動支援	○通所や通勤・通学、施設入所中に移動支援が利用できない。 ・身体障がい者への支給要件が限定的で利用できない場合がある。 ・移動支援のヘルパーが少ないため、利用できない。	・自力通所の能力を活かす有効な手段としてや、家族の病気等緊急時に限定しての適用など、移動支援サービスの適用拡大や通学に特化した支援策の検討。 ・保護者の付き添いがなくても通学できるような自力通学訓練、教育サポートについて教育的観点から検討できないか。
サービス全般	サービス全般	・制度、サービス利用に関する情報提供が不十分である。 ・外国にルーツがある児童に対応できる資源や相談先が少ない。言語や文化の違いにより、福祉制度の理解が進まず、必要な支援につながりにくい。 ・資源の不足により入所施設から地域へ移行することが困難。 ・発達障がい、高次脳機能障がいに特化した障がい福祉サービスの事業所が少なく、支援者の障害に対する支援・対応スキルが不十分。	・AI等も活用して市ホームページなどで制度改正についての最新の情報などわかりやすく閲覧できる仕組みづくり。 ・外国にルーツのある方に向けた相談窓口との連携強化、通訳派遣を活用できる仕組みづくり。 ・窓口へ相談、サービス申請に來られた外国にルーツのある方への多言語・イラスト等、相談内容に応じた制度・サービスの情報発信の工夫。 ・地域での生活が継続できるように、住宅の確保や障がい福祉サービスの充実。 ・研修の機会を増やし、支援者のスキルアップを図る。
その他	医療的ケア	・学校への送迎のために家族が転職や退職を余儀なくされたり、家族が送迎できない日は通学ができないことがある。 ・肢体障がい児に必要な環境が整った公的施設が少なく、外出に制限がある。	・看護人材の確保・定着支援策の強化。 ・医療的ケア児の登下校支援の充実に向けて福祉・医療・教育関係機関等で横断的に検討を進められないか。 ・施設のバリアフリー化等に向けた支援。
	介護保険制度へのつなぎ	・65歳到達時において、介護保険サービスに移行する必要があるが、関係機関との連携が取れていない。 ・介護支援専門員が、知的障がいや発達障がい、精神疾患について理解が難しい傾向にある。 ・40歳～64歳で生活保護受給中の方は、介護保険の特定疾病に該当しても、障がい福祉サービス優先となるが、介護支援専門員では、複雑な障がい福祉サービスの利用調整が難しい。	・介護保険移行時のためのリーフレットの制作とわかりやすい説明。 ・障がい福祉サービスと介護保険をつなぐ研修を充実・拡充し顔の見える関係を推進。 ・セルフプラン対象者の移行手続き、生活保護受給者の制度利用の流れなど、マニュアル作成の検討。 ・介護度が重くサービス利用が複雑な場合や、引継ぎ時に必要な場合における柔軟なダブルプランの適用。

項目		課題・現状	意見・提案
その他	福祉人材の確保	○人材確保ができず、どの事業所も深刻な人手不足で十分なサービス提供ができない。 ・支援者支援が不足しており、バーンアウトが起こりやすい。	・専門性を向上するため、より実践的で具体的な内容への研修の改善。 ・事業所に出向いての出前型の研修の充実。 ・人材の確保・定着支援策の強化。 ・報酬単価の引き上げや処遇改善など、生涯働き続けられる仕組みづくり。 ・スーパービジョン等による支援者のバーンアウト対策の充実。
	ひきこもり	○ひきこもりの方へのアプローチ方法が難しい	・ひきこもりに関する研修、アプローチ法などの周知。 ・支援機関の周知と連携。
	障害理解	・地域における障がい理解が進んでいない。 ・障がい者への偏見により、障がい児が地域の公園で安心して遊べないことがある。 ・駅のエスカレーターを肢体不自由の方が安心して利用できない。 ・外見上気づかれにくい障がい（聴覚、内部など）のあることで孤立しやすい。 ・触法障がい者（性犯罪など）を支援するための地域資源が少ない。専門職からの支援が不足している。再犯防止について、連携や役割分担が不十分である。 ・精神障がい者は偏見を受けやすく住居が探しにくい。 ・障がいのある人が、交通事故などの突発的な場面に遭遇した時、自ら助けを求められず、必要な対応が受けられない。	・障がい理解のための啓発、広報。 ・保護者・関係者だけではなく地域の方とともに取り組むイベント開催およびその支援。 ・エスカレーター利用時の不安についての実態調査。 ・手話啓発講座の全区での拡大、支援等の検討。 ・触法障がい者の支援などにおける専門職から助言を受けられる機会の充実。障がいと犯罪の理解等について支援者を対象とした勉強会の開催。 ・居住支援法人との連携の推進。 ・市民や関係機関へのヘルプマークの周知、障がい特性の周知。

項目		課題・現状	意見・提案
その他	災害時 要援護者 支援	・地域の避難所での要援護者への配慮が十分でない。 ・障がい種別に応じた災害時の具体的な支援について、民生委員・児童委員、地域住民の方に知ってもらうための手段の検討と地域啓発が必要。 ・地域に障がいのある方が居住していることが知られておらず、災害が起きた際に取り残される不安がある。 ・障がいがあることで、災害時に避難することに躊躇する。 ・地域住民、地域の障がい当事者に対して、防災訓練の情報が周知されていない。 ・地域の防災訓練に参加をしても、手話通訳がおらず訓練に参加できない。 ・特に医療的ケア児者の災害時の備えとして避難訓練の実施が必要 ・ヘルプマーク・ヘルプカードの周知	・災害時に連携を取るための障がい理解推進に向けた啓発、広報 ・福祉避難所へ行けない方への支援体制づくりの推進。福祉避難所の受け入れ可能人数などの実態把握。特別支援学校の避難所としての活用検討。 ・防災訓練等の広報を充実させ、障がいのある方やその家族の参加を促進。 ・防災訓練への手話通訳者の派遣。 ・地域や行政、医療その他関係機関が協力し、地域で医療的ケア児者などの要支援者を支える仕組み、体制づくりのモデル実施。 ・ヘルプマークに加え、ヘルプカードの使い方の周知。 ・学校でのヘルプマークを周知する機会の充実。
	その他	・親なき後の金銭管理ができない ・障がい者が詐欺被害や、犯罪に加担させられる事例がある。 ・通所に使っていたバス路線が減便・廃止、路線変更となり、通所が困難になっている。 ・特別支援学校の送迎について、保護者の通勤や勤務時間に支障が生じている。 ・義務教育後の進路に関する情報が少ない、また、18歳までに準備しておくべきことを知る機会が不足している。 ・精神障がい者が相談できる居場所や関係が築ける地域の資源が少ない。 ○自傷他害の可能性が高い精神障がい者について、関係機関との連携がスムーズに進まないために、緊急で医療が必要な方の入院のタイミングを逃してしまうことがある。また、移送手段についても資源が少ない。	・成年後見制度の広報の充実。新たな金銭管理の仕組みの検討。 ・詐欺被害防止について、障がい者にもわかりやすい啓発、広報。 ・障がい者や高齢者が暮らしやすい街づくりの推進のため、公共交通機関やそれに代わる交通手段の確保。 ・義務教育期間中の通学保障として、スクールバスだけでなく、個別の特性に応じて無料で介護タクシーの利用や看護師の同乗等、柔軟な選択肢の確保。 ・特別支援学校の他、地域の学校に在籍する児童・生徒の家庭への周知の充実が必要。 ・多機能型を含めた地域活動支援センターの増設。 ・入院時の移送手段を確保するとともに入院治療につなげる必要がある場合の、一連の流れや役割分担が分かる仕組みが必要。